

令和6年度

## 南越前町社会福祉協議会事業計画

### I 基本方針

今日の我が国は、人口減少をはじめ少子高齢化、単身世帯や貧困世帯の増加、虐待や老々介護、人手不足や限界集落の問題などが多様化・深刻化しています。人と人とのつながりが希薄化する中で地域から孤立し、必要とされる社会資源にもつながることなく、生活の質が低下する人も少なくありません。また、昨今の急激な物価高騰による生活困窮課題に悩む人々も増加しています。

さまざまな困難に直面したときに孤立せず、その人らしい生活を送ることができるよう、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に役割を持ち、支え合うことで、それぞれが「生きるための拠り所」を持つことが求められています。特に、住民同士のつながりを保ち続けるためには、同じ地域で暮らす人々が中心となった、見守り・支え合い活動の果たす役割が大きいことをみんなが認識する必要があります。

これまで潜在化していた「ひきこもり」や「8050」、「ヤングケアラー」などの問題が顕在化してくる中で、社協はさまざまな事業や支援を通じて、住民同士のつながりを再構築するお手伝いをしながら、関係者ととともに地域力の向上に努め、生活支援を重点的に実施します。

そして、社会福祉協議会が地域からの信頼に応えられるよう、法人運営事業はもとより介護保険事業や生活支援事業、児童館管理運営事業等の健全かつ安定した事業所運営に努めるとともに、職員の資質向上に取り組み、ご利用者等に満足いただけるサービスの提供を行ってまいります。

本年度も本会の基本理念とする「住民参加のつながりで、共に生き、共に支え合い、共に幸せを感じることのできる、だれもが安心して笑顔で暮らせるまちづくり」を推進します。

## Ⅱ 事業内容

### 1. 法人運営事業

#### (1) 法人運営の体制整備

- ① 法人の公益性を担保できる経営組織の確立
- ② 理事会・評議員会・監事会・評議員選任解任委員会の開催
- ③ 苦情解決第三者委員、苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置と運営及び制度の周知
- ④ 研修委員会を中心とした職員の資質向上・研修体制の充実

#### (2) 自主財源の確保

- ① 一般会費 [500 円]・賛助会費 [2,000 円以上]・特別賛助会費 [5,000 円以上] の募集
- ② 介護保険事業の備品等購入を目的とした積立
- ③ 介護保険事業の安定した運営を目的とした積立

#### (3) 情報啓発事業

- ① ホームページ [<http://www.shakyo.or.jp/hp/828/>] 等による情報提供・公開
- ② 全国社会福祉協議会によるホームページ提供サービス終了に伴う新たな自主ホームページの制作 【新】
- ③ 広報紙「きずな」の発行
- ④ ボランティア情報紙「マイ・ハート」の発行

#### (4) 基金運営事業

- ① 社会福祉基金へ寄付金の積立

#### (5) 地域福祉の計画的推進

- ① 第4次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画に掲げる実践活動の推進

#### (6) 社会福祉を目的とする事業に関するニーズ調査と連絡調整

- ① 要援護者等の実情把握
- ② 民生児童委員協議会等の関係機関、団体との連絡調整
- ③ 市民活動、社会福祉法人、NPO 法人等との協働活動の検討
- ④ 社会福祉法人の地域における公益的な活動の推進

#### (7) 地域住民福祉活動推進事業

- ① 小地域見守りネットワークによる声かけ、見守り活動の推進

#### (8) 利用援助・生活支援事業

- ① 福祉車両 [車いす乗降可能車両] 貸出事業の実施
- ② 介護機器 [車いす] 貸出事業の実施
- ③ 県内社会福祉法人連携事業推進協議会への参画による「ふく福くらしサポート事業 (生活困難者総合相談・生活支援事業)」の実施
- ④ ふくい嶺北成年後見制度利用促進連携協議会への参画
- ⑤ 緊急食糧支援事業

#### (9) その他の事業

- ① 福祉団体 [老人クラブ連合会、ひまわり会、女性福祉の会、赤十字奉仕団、母子寡婦福祉会] の活動支援
- ② 県、町などの福祉関係諸行事への参加・協力

- ③ 災害時における社協ネットワークによる相互支援協定等に基づく、連絡会議・訓練等への参加及び職員の被災地派遣 【新】
- ④ その他、社会福祉協議会において取り扱うことが適切であると認められる事業

## 2. 地域福祉事業

- (1) 地域ふれあいサロン事業
  - ① 運動普及事業の実施〔理学療法士等の派遣〕(受託事業)
  - ② サロン会場の運営支援・協力
  - ③ サロン協力員研修会の実施
  - ④ サロン助成事業の実施
  - ⑤ 地域福祉教室の実施
- (2) 福祉総合相談事業
  - ① 福祉総合相談窓口の設置
  - ② 無料法律相談事業の実施(受託事業)
- (3) ボランティアセンター活動事業
  - ① ボランティアの相談、登録、斡旋
  - ② ボランティア保険の推進
  - ③ ボランティア育成講座の開催
  - ④ ボランティアセンター運営委員会の開催
  - ⑤ 災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施
  - ⑥ 災害ボランティアセンター連絡会の設立・運営 【新】
- (4) 地域福祉推進校事業
  - ① 地域福祉推進校の指定
  - ② 地域福祉推進校助成事業の実施
  - ③ ボランティアスクールの実施
  - ④ 福祉教育に結びつけた児童・生徒募金の推進

## 3. 共同募金事業

- (1) 一般募金助成金事業
  - ① 高齢者料理教室(男性料理教室を含む)の実施
  - ② 身体障害者のつどいの実施
  - ③ 一人親家庭のつどいの実施
- (2) 歳末たすけあい助成金事業
  - ① 一人暮らし高齢者歳末激励訪問の実施
  - ② 在宅介護者リフレッシュ事業の実施
  - ③ 福祉団体交流事業の実施
  - ④ 一人親家庭中学卒業者激励事業の実施
  - ⑤ 花里音・ひまわり会交流会の実施
  - ⑥ ひまわり会親子交流会の実施
  - ⑦ 身体障害者寝具洗濯サービス事業の実施

- (3) 緊急災害援護助成金事業
  - ① 緊急災害見舞金の支給
- (4) 共同募金運動への協力
  - ① 赤い羽根共同募金運動の推進協力
  - ② 歳末たすけあい募金運動の推進協力
  - ③ 災害義援金受付窓口の設置

#### 4. 生活支援事業

- (1) 生活福祉資金貸付事業
  - ① 相談窓口の設置及び関係機関との連絡調整
  - ② コロナ特例貸付借受人フォローアップ支援事業（受託事業）
- (2) 福祉サービス利用援助事業
  - ① 日常生活自立支援事業の実施
- (3) 生活支援コーディネート事業（受託事業）
  - ① 生活支援サービスの充実
  - ② 生活支援サービスの担い手の育成
  - ③ 第1層生活支援体制整備事業協議体への参画
  - ④ 第2層生活支援体制整備事業協議体の創設
  - ⑤ 「お助け便利帳」の運用・更新
- (4) 介護予防のつどい事業〔一般介護予防事業〕（受託事業）
  - ① 介護予防のつどい事業の実施

#### 5. 児童館管理運営事業

- (1) 南条児童館管理運営事業（放課後児童クラブ 3単位）（受託事業）
- (2) 今庄児童館管理運営事業（放課後児童クラブ 1単位）（受託事業）
- (3) 湯尾児童館管理運営事業（放課後児童クラブ 1単位）（受託事業）
- (4) 河野児童館管理運営事業（放課後児童クラブ 1単位）（受託事業）
- (5) 河野子育て支援センター運営事業（受託事業）
- (6) 民生児童委員・児童館・教育関係機関等と連携した児童の健全育成事業への参加・協力
- (7) 4児童館サポート児童厚生員の確保 【新】

#### 6. 地域包括支援センター事業

- (1) 包括的支援事業の実施（受託事業）
- (2) 指定介護予防支援事業所の運営

#### 7. 居宅介護支援事業

- (1) 今庄居宅介護支援事業所の運営
  - ① 居宅介護支援事業の実施
  - ② 介護予防支援業務の実施（受託事業）
  - ③ 介護予防ケアマネジメント業務の実施（受託事業）

④要介護認定調査の実施（受託事業）

**8. ホームヘルプサービス事業**

（1）ホームヘルプステーションの運営

- ① 訪問介護・訪問型予防給付相当サービス・訪問型サービス A 1 の実施
- ② 障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護）の実施

**9. デイサービス事業**

（1）今庄デイサービスセンターの運営

- ①地域密着型通所介護・通所型予防給付相当サービスの実施

（2）河野デイサービスセンターの運営

- ①地域密着型通所介護・通所型予防給付相当サービスの実施

（3）いきいきデイサービスの運営

- ①通所型サービス A の実施